

～ 選挙権年齢が「満１８歳以上」に引き下げられます ～

1. 公職選挙法の改正により、２０１６年６月１９日以降初めて行われる衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙から、投票に際しての選挙権年齢が「満１８歳以上」に引き下げられることとなりました。
2. これに伴い、海外からの投票に必要な在外選挙人名簿の登録申請は、２０１６年６月１９日において満１８歳以上（１９９８年６月２０日以前の出生）で、所定の要件を満たす方であれば、２０１５年６月１９日（改正法公布日）以降、受付が可能となります。
3. 海外からの投票には、あらかじめ在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を取得しておく必要があります。年齢満１８歳以上（２０１６年６月１９日現在で満１８歳となる方も含む）で、在外選挙人証をお持ちでない方は、住所を管轄する在外公館でお手続き願います。詳しくは、最寄りの在外公館にお問合せいただくか、以下のホームページを御覧ください。

外務省ホームページ: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

総務省ホームページ:

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/index.html

(了)